

第5次国土利用計画策定のスケジュール及び 調査検討部会の設置について

1 第5次千葉県国土利用計画の策定について

現行の第4次千葉県国土利用計画（平成20年7月策定）が平成29年に目標年次を迎えることから、平成30年7月を目途に第5次千葉県国土利用計画の策定を行うことといたしたい。（第5次国土利用計画（全国計画）は平成27年8月に策定）

2 策定スケジュール（案）

時 期	実施事項
平成29年 3月	平成28年度第2回審議会 ・ 県土利用のモニタリングに関する調査結果について ・ 第5次国土利用計画策定のスケジュール及び調査検討部会の設置等について 第1回調査検討部会 ・ 部会の今後の進め方について
平成29年 4月	第2回調査検討部会
5月	第3回調査検討部会
6月	第4回調査検討部会
7月	第5回調査検討部会
8月	第6回調査検討部会
9月	平成29年度第1回審議会 ・ 調査検討部会からの報告（計画骨子案） ・ 計画骨子案について 【計画骨子案決定】 (市町村に意見照会)
11月	平成29年度第2回審議会 ・ 計画素案について 【計画素案決定】 (市町村に意見照会) (パブリックコメント)
平成30年 2月	平成29年度第3回審議会 ・ 計画案について（諮問→答申） 【計画案決定】
4月	国土交通省との協議
7月	【計画決定】

「議題」

- ・ 第4次国土利用計画の評価について
- ・ 県土利用の現状と課題について
- ・ 県土利用の課題解決に向けた方策について
- ・ 計画骨子案について

3 調査検討部会の設置

第4次国土利用計画の評価、県土利用の現状と課題及び県土利用の課題解決に向けた方策等について、専門かつ詳細な検討が必要であることから、千葉県行政組織条例第33条に基づき本審議会に「調査検討部会」を設置することといたしたい。

[参考]

1 千葉県行政組織条例(抜粋)

第三十三条 附属機関は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する当該部会に属する委員がその職務を代理する。

2 現計画策定時における調査検討部会の構成（平成17年度）

8名

[委員の専門分野]

農業、林業、商工業問題(現在は廃止)、自然保護(現在は環境に統合)、環境、都市問題、土地問題、一般住民(現在は廃止)

千葉県国土利用計画地方審議会調査検討部会設置要綱（案）

平成29年3月 日 千国審第 号制定

（設 置）

- 1 千葉県行政組織条例第33条第1項の規定に基づき、千葉県国土利用計画地方審議会（以下「審議会」という。）に、調査検討部会（以下「部会」という。）を置く。

（任 務）

- 2 部会は、次に掲げる事項について調査・検討し、その結果を審議会に報告する。
 - ①県土利用の現状及び課題
 - ②県土利用の課題解決に向けた方策
 - ③千葉県国土利用計画の総合的な点検・評価
 - ④その他、会長から指示のあった事項

（関係者の出席）

- 3 部会は、必要がある場合は、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

（会議の公開）

- 4 部会の会議については、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当するものは公開しないことができる。
 - ①千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「公開条例」という。）第8条各号に該当する事項について審議等を行う場合
 - ②会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると部会が認める場合
- 5 部会の会議の公開は、議場の大きさによりあらかじめ傍聴定員を定め、会場に一定の傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行う。
- 6 傍聴者には、会議資料を提供するとともに、会議を公正・円滑に運営するため、別紙「傍聴要領」を交付し、会場の秩序維持に努めるものとする。
- 7 部会の会議を開催するに当たって、事前に開催日時、会議名、議題、開催場所、問い合わせ先（担当課、連絡先、傍聴定員、傍聴手続方法）を県ホームページに掲載する等の適切な方法により県民等への周知を図るものとする。
- 8 部会の審議結果等については、公開条例に基づいて、原則公開とし、会議終了後、県ホームページに掲載する等の適切な方法により行うものとする。

（庶 務）

- 9 部会の庶務は、千葉県総合企画部政策企画課において処理する。

（雑 則）

- 10 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

（附 則）

この要綱は、平成29年3月 日から施行する。

別 紙

傍 聴 要 領

1 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議開始予定時刻までに、会場受付で氏名等を記入し、審議会の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議の開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、部会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。

(参考) 各都道府県における国土利用計画及び土地利用基本計画の策定状況

国土利用計画法では、上位計画である国土利用計画は策定が任意、同計画の下位に位置づけられる土地利用基本計画は策定が義務付けられており、国土利用計画を策定しない又は見送っている団体がある。

- ・ 国土利用計画を現在は策定していない又は目標年次を大きく経過 : 9 団体
- ・ 国土利用計画の内容を一部盛り込んだうえで土地利用基本計画に統合 : 1 団体
- ・ 国土利用計画の内容を一部盛り込んだうえで土地利用基本計画への統合を検討中 : 8 団体
- ・ 国土利用計画と土地利用基本計画を統合した計画を策定中 : 1 団体

[根拠法令]

○国土利用計画法

第七条 都道府県は、政令で定めるところにより、当該都道府県の区域における国土の利用に関し必要な事項について都道府県計画を定めることができる。

2 都道府県計画は、全国計画を基本とするものとする。

第九条 都道府県は、当該都道府県の区域について、土地利用基本計画を定めるものとする。

2 土地利用基本計画は、政令で定めるところにより、次の地域を定めるものとする。

- 一 都市地域
- 二 農業地域
- 三 森林地域
- 四 自然公園地域
- 五 自然保全地域

3 土地利用基本計画は、前項各号に掲げる地域のほか、土地利用の調整等に関する事項について定めるものとする。

9 土地利用基本計画は、全国計画（都道府県計画が定められているときは、全国計画及び都道府県計画）を基本とするものとする。

○国土利用計画法施行令

第一条 国土利用計画法（以下「法」という。）第五条第一項の全国計画には 次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 国土の利用に関する基本構想
- 二 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域
- 三 前号に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

2 法第七条第一項の都道府県計画を定める場合には、当該都道府県の利用に関し前項各号に掲げる事項について定めるものとする。

第二条 法第九条第一項の土地利用基本計画には、縮尺五万分の一の地形図により同条第二項各号に掲げる地域を定めるものとする。